令和７年度笠岡市地域おこし協力隊

募集コーディネート事業委託仕様書

１　業務委託名

笠岡市地域おこし協力隊募集コーディネート事業実施業務

２　目的

笠岡市地域おこし協力隊制度は，地域の新たな担い手となる多様な人材を採用し，地域活性化や移住・定住を促進していくことを目的として実施している。一方で，協力隊の任期終了後の定住率は課題であることから，募集段階から終了後も定住につながるような人材を採用することが重要となる。

そのためには，起業等も含めた具体的な将来設計ビジョンを持つ人材を呼び込むことと，採用前から伴走支援等のコーディネートが重要になってくるため，地域おこし協力隊ＯＢ・ＯＧ等などの外部の力を取り入れ事業を推進することを目的とする。

３　履行期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

４　業務内容

笠岡市地域おこし協力隊募集に関するコーディネートを行う。

具体的な内容としては以下の通りである。

（１）地域おこし協力隊募集に関すること

　　・募集イベントの開催

　　・人材のスカウティング

　　・関係団体等との調整

・応募者との事前面談　等

（２）生活支援

（３）笠岡市地域おこし協力隊着任後の伴走支援

・報告書等の作成支援

　　・事業計画作成等のサポート

　　・定住に向けた起業等の支援

（４）ワーキングスペースの提供

（５）笠岡市との連絡・調整

（６）その他必要となる事項

５　業務実施体制

本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。受託者は，委託契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を報告すること。

６　実績報告書の提出について

本業務完了時に実績報告書及び成果物を提出すること。

７　納品場所及び担当部局

　　笠岡市政策部まちづくり課

　　電話番号：０８６５－６９－２１２３

　　ＦＡＸ　：０８６５－６９－２１８４

E-mail：machizukuri@city.kasaoka.lg.jp

８　契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は，本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。

ただし，業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において，事前に書面にて報告し，笠岡市の承諾を得たときは，この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

①受託者は，委託業務の成果物に対し，著作権法（昭和45年法律第48号）第２１条（複製権），第２３条（公衆送信権等），第２６条の２（譲渡権），第２６条の３（貸与権），及び第２８条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を，成果物の納入，検査合格後，直ちに笠岡市に無償で譲渡するものとする。

②受託者は，本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

③受託者は，成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し，第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は，受託者が負うものとする。

(3) 機密の保持

受託者は，本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い，契約の目的以外に利用し，または第三者に提供してはならない。

また，本業務に関して知り得た情報の漏えい，減失，棄損の防止，その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては，個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号）および笠岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年笠岡市条例第１号）を遵守しなければならない。